

# 福岡県公報

平成二十四年四月二十四日  
第三千三百八十九号  
増刊  
①

## 目次

### 教育委員会

○福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課) ……………

### 選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………

### 正 誤

○再掲(平成二十四年四月十日福岡県公報第三千三百八十五号増刊①)

( 中正誤

## 教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第四号

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月二十四日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁文書管理規程(平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

第三十五条第一項	行政経営企画課	総務課
第三十五条第二項	行政経営企画課	総務課
第三十六条第一項	行政経営企画課	総務課
第三十五条第一項	行政経営企画課	総務課
第三十五条第三項	行政経営企画課	総務課
第三十五条第四項	行政経営企画課	総務課
第三十六条第一項	行政経営企画課	総務課

同表第五十三条の項中「別表」を「別表第二」に、同表第五十八条第一項の項中「保存文書」を「保存文書(第五十五条に規定する引継ぎをした完結文書をいう。以下同じ。)」に改め、同表第六十五条の項及び第六十九条の項を削る。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の福岡県教育庁文書管理規程の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

## 選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十八号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月二十四日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

一 病院 北九州市の項中

社会保険小倉記念病院

〃 小倉北区浅野三二一

小倉記念病院

〃 小倉北区浅野三二一

改める。

正  
誤

24 ・ 4 ・ 10	発行 年月日
3385 増刊①	番 公 号 報
再掲	種 類
	番 同 号 上
1	ペー ジ
	上 欄
○	下
18 14 まで から	行
追加	備 考
<p>2○ 前○項○の○規○定○に○よ○り○登○録○し○た○文○書○の○う○ち○、○同○ 一○案○件○に○つ○い○て○の○文○書○に○つ○い○て○は○、○別○に○定○め○ る○方○法○に○よ○り○、○案○件○ご○と○に○一○体○的○に○整○理○し○、○ 保○管○す○る○も○の○と○す○る○。</p> <p>（歴史公文書の事前評価及び一件審査） 第四十六条の二 主務課長は、作成した文書に ついて、文書作成年度の翌年度のできる限り 早い時期までに、第六十九条第一項の規定に より歴史公文書として選別されることが見込 まれる場合は、当該文書を文書管理システム に登録したファイルごとに、その旨を登録す るものとする。</p>	正
<p>（歴史公文書の事前評価及び一件審査） 第四十六条の二 主務課長は、作成した文書に ついて、文書作成年度の翌年度のできる限り 早い時期までに、第六十九条第一項の規定に より歴史公文書として選別されることが見込 まれる場合は、当該文書を文書管理システム に登録したファイルごとに、その旨を登録す るものとする。</p>	誤